

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について (石川県国保ヘルスアップ支援事業)

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について(平成30年度～)

平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことを踏まえ、国は、都道府県が実施する医療費適正化に向けた保健事業等に対する助成事業(国庫10/10)として、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設

- 平成30年度からは、都道府県は保険者努力支援制度において評価されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組(特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等)が評価指標となっている。

## 1 交付対象

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業  
(事業内容)

- A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備  
連携体制構築(連携会議の開催等)、保健事業の対象者抽出ツールの開発、人材育成(研修の開催等)
- B. 市町村の現状把握・分析  
KDB(国保データベース)と他のDBを合わせた分析
- C. 都道府県が実施する保健事業  
保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

## 2 交付要件

- 事業ごとの実施計画の策定
- 事業ごとの評価指標・評価方法の設定
- 第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について(平成30年度～) ②

## 3 本県における取組方針

国の助成事業を活用し、「石川県国保運営方針」において取組の推進を図ることとしている特定健診・特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症の重症化予防など、医療費適正化に向けた市町の取組を支援する。

### 概要（石川県国保ヘルスアップ支援事業）

#### (1) かかりつけ医との連携による特定健診受診率の向上対策（H30～）【 県医師会と連携 】

特定健診未受診者のうち、日常的に通院している方々への対策として、かかりつけ医から検査データを市町が受領し、健診結果として活用することができる仕組みを県下で構築する。

##### (ア) 受診率向上体制検討会

###### ①データ受領体制の具体化

- ・～9月：様式、契約書等作成、参加する医療機関を募集
- ・10月～：運用開始

###### ②検討会

- ・9月11日：第4回検討会（体制整備状況の確認〈手順、様式等〉）※H30年度 3回開催
- ・1～2月頃：第5回検討会（体制のモニタリング結果に基づき改善策等を検討）

##### (イ) 受診率向上のための研修会等の実施

###### ①研修会の開催（10月25日）

###### ②県内市町の巡回指導（11月27日～29日）

#### (2) 糖尿病等重症化予防の推進（H30～）【 国保連合会と連携 】

健診・受療データの活用方法を学ぶとともに、一定の成果があった取組事例から、市町における事業の進め方や保健指導技術を学ぶための研修会を開催することにより、さらなる取組を進める

##### (ア) 重症化予防のための健診・受療データの活用に関する研修会

##### (イ) 糖尿病等重症化予防研修会（リーダー研修会、初任者研修会）

## 概要（石川県国保ヘルスアップ支援事業）

### (3) 国保加入者の健康実態の可視化（H30～）【 国保連合会・県内大学と連携 】

国保加入者のデータ（健診、レセプト）を集計・分析することにより、地域（市町・医療圏）の健康実態・課題を可視化し、各市町における、より効果的な保健事業の実施を支援する。

(ア) 市町国保の健診結果やレセプトデータを収集し、協会けんぽのデータと合せて市町別または二次医療圏別で集計・分析。

【データ収集範囲】死亡統計、国保・協会けんぽ特定健康診査（問診、結果）、国保レセプトデータ、糖尿病重症化予防等市町ごとの取り組み内容等

(イ) 収集したデータのうち、地域差が見られる項目について、地図やグラフを用いて表示する。また、地域の特徴をわかりやすくまとめる。

(ウ) 報告書の作成 《アドバイザー 金沢医科大学 森河教授・寺西准教授》

### (4) 医薬品の適正服薬の推進（R1～）【 県薬剤師会と連携 】

市町と薬剤師が協力して重複・多剤服用者等への支援を行えるよう、関係機関・団体との連携体制の構築を行い、より効果的な保健指導の実施を支援する。

(ア) 適正服薬に関する研修会の実施

① 指導者養成研修会（7月）〈対象：薬剤師〉

重複・多剤服用者の実態、国保事業の現状 など

② 適正服薬に関する研修会（12月）〈対象：市町保健師等〉

重複・多剤投与の現状 など

(イ) 重複・多剤服用者指導の連携体制の構築

① 薬剤師会各支部において、市町が実施する訪問指導対象者の選定作業を補助（1月以降）

② 薬剤師会各支部において、市町からの個別の保健指導に関する相談に応じるとともに、市町の求めに応じて保健指導に同行する。（1月以降）